介護等体験に臨む学生のみなさんへ

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会
かながわ福祉人材センター

はじめに

教員免許取得のための介護等体験は、これから教員を目指す学生のみなさんに、福祉施設での介護体験や交流体験を通して教員としての資質を育んでいただくことを目的に平成10年度から始まりました。

今回の介護等体験で、福祉サービスを利用しながら自立した生活を送る方々や、その生活を支える職員、地域で活動するボランティアなど、さまざまな人とのふれあいがプラスとなるよう励んでください。

なお過去の体験において、受入施設から提出書類の遅延や忘れ物があり体験がスムーズに行うことができなかったというような報告があります。施設によっては体験を受けられなくなる場合もありますので、ルールを守るようにしてください。

体験にあたって

体験の施設・日程が確定したら

- ○ まず、体験先の受入施設連絡票（以下「連絡票」）を熟読してください。
- ○ 多数の学生が神奈川県内の施設で介護等の体験を希望しています。受入施設にも限りがあり、体験スケジュールに余裕はなく、原則として日程の変更や辞退はできません。
- ○ **止むを得ない事情、急病や忌引き等でどうしても日程変更や辞退を希望するという場合は、速やかに学校に申し出てください（日程変更・辞退は学校から施設への届出が必要です）。**
- ○ 体験先施設によっては事前にオリエンテーションを実施していることがあります。学校を通じて示された体験日程や連絡票により、よく確認して実施時には必ず参加してください。
- ○ 提出を求められた書類（例：健康診断書など）の用意をしましょう。
  ＊健康診断や細菌検査などに時間がかかることがあるので注意しましょう。
- ○ 体験先施設について、どのような施設なのか調べ、学習しておきましょう。**介護等体験で何を学びたいのかということを自分なりに整理し、目的意識をもって体験に臨みましょう。**
- ○ 介護等体験希望学生個人票に記載する緊急連絡先の電話が通じない例があるようです。緊急の連絡が入る場合があるので、常にチェックしましょう。
- ○ 進路変更などによる辞退は体験費用請求対象になります。

体験開始２週間前には

- ○ 体験に備えて必要物品や提出物などの忘れ物がないように確認しましょう。
- ○ 連絡票で「⑰施設への事前連絡の要否」が必要となっている場合は挨拶も兼ねて事前に連絡し、実習時に用意する物や注意すべき点を確認してください。
- ○ 施設までの交通手段と移動にかかる時間についても調べておきましょう。
  ＊人身事故等で電車が遅延する場合を想定し、施設までのルートをいくつか調べておきましょう。
- ○ 体調に留意し健康管理をしっかりしておきましょう。

体験開始前日には

- ○ 集合時間や持ち物などの最終チェックをし、忘れ物をしないようにしましょう。

- 荷物は必要最低限なものとし、不必要な物は持ち込んではいけません。
- 体調がすぐれない時は、感染症などの予防のため体験を辞退して頂く場合もありますので、体験先施設の担当職員とよく相談してください。
- 清潔な身だしなみを心がけ、華美な服装は控えましょう。(例：襟付のシャツ、チノパン等)
  長い爪や髪の毛は、事故のもとになることがあります。体験時には爪を切り、長い毛髪は束ねておくようにしましょう。

体験期間中

- **無断欠席・遅刻は厳禁です。**やむを得ない事情で欠席・遅刻をする場合は**必ず体験施設及び学校へ連絡**をしてください。
- 施設に到着したら、受付で学校名と氏名を伝えましょう。
  「今日から介護等体験をお願いしている○○大学の○○○○です。よろしくお願いいたします。」
- 明るくはっきりと挨拶をしましょう。
- 担当職員の指示に従って身支度を整え、腕時計や装飾品は事故防止のためはずしましょう。
- 貴重品は自分で責任を持って管理しましょう。
- **体験中は携帯電話等の電源は必ず切ってください。**施設内では持ち歩かないようにしましょう。
- 休憩・喫煙は必ず担当職員の指示を仰ぐようにしてください。
- 体験中は人命に関わる事故を引き起こすこともありますので、**必ず担当職員の指示に従ってください。**無理なことや困ったことは**自分で判断せず、担当職員に相談してください。**
- 利用者の居室はプライベートな空間です。マナーに気をつけましょう。
- 体験中に知り得た利用者の個人情報及びプライバシーを外部に漏らしてはいけません。
  ＊職員や利用者の名前を記録等に記載する時はイニシャルにする。
- 自分の提案や主張などは、利用者の前で発言せず担当職員との打合せの際に率直な意見として述べてください。
- 退出する際は、必ず担当職員に挨拶をしてから帰りましょう。

体験に関して困ったときは・・・

- まずは学校に連絡・相談をしましょう。

体験が終了したら・・・

修了証明書について

- 修了証明書の受け渡しについては連絡票に記載がありますが、体験最終日に受け渡しについてあらためて確認をしてください。
- 教員免許状の取得要件としての介護等体験の日数は法令で定められています（学校により必要日数は異なりますので不明な場合は学校に確認しましょう)。体調不良などでやむを得ず欠席し、日数が不足する場合は**必ず学校に相談**してください。
  ＊不足日数分の体験を行う場合は、年度内に終了するようにしてください。

最後に・・・

施設の職員やご利用者の方は学生が体験に来てくれることを楽しみにされています。ご自身にとって有意義な時間になるよう取り組んでください。